

千葉工業大学大学院学則

第1章 総則

(根拠)

第1条 千葉工業大学学則（以下「本学学則」という。）第3条の規定により、千葉工業大学大学院学則（以下「本学則」という。）を定める。

(目的)

第2条 千葉工業大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学部の教育の基礎の上に、工学における理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条の2 本大学院は、その教育・研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

(大学院の課程)

第3条 本大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

(博士課程)

第4条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とする。

3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 本学則において、前項の前期2年の課程は修士課程と称し、後期3年の課程は、博士後期課程と称する。

(修士課程)

第5条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 修士課程の標準修業年限は2年とする。

(研究科)

第6条 本大学院に工学研究科、創造工学研究科、先進工学研究科、情報科学研究科及び社会システム科学研究科を置く。

(研究科の教育・研究上の目的)

第7条 工学研究科は、学部教育で培われた専門基礎能力をさらに向上させる教育・研究を実施し、修士課程においては、高度な工学の知識・技術を駆使し、工学的な観点のみならず広い視野で不定解な課題においてもその解決法を導き、高度な専門技術者又は研究者として守るべき倫理及び負うべき社会的責任を理解して、世界文化に技術で貢献し得る人材を養成する。また、博士後期

課程においては、より高度な専門知識、幅広い視野及び総合的判断力を有し、かつ基礎的、先駆的な学術研究の推進及び工学に関する多様な分野において主導的役割を果しうる研究者を養成することを目的とする。

- 2 創造工学研究科は、学部教育で培われた専門基礎能力をさらに向上させる教育・研究を実施し、高度な創造工学の知識・技術を駆使し、不定解な課題においてもその解決法を導きながら自ら企画・提案する能力を備えた上で、高度専門技術者として守るべき倫理及び負うべき社会的責任を理解して、世界文化に技術で貢献し得る人材を養成することを目的とする。
- 3 先進工学研究科は、学部教育で培われた専門基礎能力をさらに向上させる教育・研究を実施し、幅広い視野と高度で先進的且つ総合的な専門知識・技術を駆使し、不定解な課題においてもその解決法を導き、高度な専門技術者として守るべき倫理及び負うべき社会的責任を理解して、世界文化に技術で貢献し得る人材を養成することを目的とする。
- 4 情報科学研究科は、情報科学に関する高度な知識と技術のさらなる向上及びグローバル化と情報化に対応したコミュニケーション能力の育成に関する教育・研究を実施し、修士課程においては、情報処理分野のみならず広く産業界で活躍しうる高度専門技術者及び研究者を養成する。また、博士後期課程においては、情報科学に関するより高度で先端的な知見と技術を有し、かつ先駆的な学術研究の推進及び主導的役割を果しうる研究者を養成することを目的とする。
- 5 社会システム科学研究科は、企業経営から社会経済まで多様なシステムを対象とするマネジメントの理工学的方法論の知識体系に関する教育・研究を実施し、修士課程においては、システムの多様化及び複雑化に対応しうる高度なマネジメント能力を有する高度専門技術者及び研究者を養成する。また、博士後期課程においては、マネジメントと社会システムに関するより高度な専門的知識を有し、対象領域に新たな知識体系を創造しうる研究者を養成することを目的とする。

(専攻)

第8条 工学研究科、創造工学研究科、先進工学研究科、情報科学研究科及び社会システム科学研究科に次の専攻を置く。

工学研究科

機械工学専攻

機械電子創成工学専攻

先端材料工学専攻

電気電子工学専攻

情報通信システム工学専攻

応用化学専攻

工学専攻

創造工学研究科

建築学専攻

都市環境工学専攻

デザイン科学専攻

先進工学研究科

未来ロボティクス専攻

生命科学専攻

知能メディア工学専攻
 情報科学研究科
 情報科学専攻
 社会システム科学研究科
 マネジメント工学専攻

(最長在学年限)

第9条 本大学院における最長在学年限は次のとおりとする。

- (1) 修士課程においては4年とする。
- (2) 博士後期課程においては6年とする。

(入学定員及び収容定員)

第10条 工学研究科、創造工学研究科、先進工学研究科、情報科学研究科及び社会システム科学研究科に置く専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科及び専攻	修士課程		博士後期課程	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科				
機械工学専攻	22	44		
機械電子創成工学専攻	32	64		
先端材料工学専攻	22	44		
電気電子工学専攻	22	44		
情報通信システム工学専攻	22	44		
応用化学専攻	32	64		
工学専攻			24	72
創造工学研究科				
建築学専攻	32	64		
都市環境工学専攻	22	44		
デザイン科学専攻	22	44		
先進工学研究科				
未来ロボティクス専攻	32	64		
生命科学専攻	22	44		
知能メディア工学専攻	22	44		
情報科学研究科				
情報科学専攻	70	140	4	12
社会システム科学研究科				
マネジメント工学専攻	40	80	2	6
合計	414	828	30	90

第2章 教員及び運営組織

(教員)

第11条 本大学院の教育を担当する教員には、本学の専任教授をこれにあてる。ただし、特に必要があると認められる場合は、准教授、助教又は非常勤教員をもってこれにあてることができる。

2 前項の教育を担当する教員の資格基準は、別に定める。

(研究科長)

第12条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

3 研究科長の選出に関する事項は別に定める。

(研究科長会)

第12条の2 本大学院の教育・研究に関する重要事項を審議するため、本大学院に研究科長会を置く。

2 研究科長会は学長が招集し、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 大学院の教育・研究に関する基本方針等、その運営における全学的な事項

(2) 大学院教授会の審議に関する基本的共通的な事項

(3) その他、本大学院の教育・研究の運営に必要と認められる事項

3 研究科長会に関する事項は、別に定める。

(大学院教授会)

第13条 本大学院の研究科に大学院教授会を置く。

2 大学院教授会は、大学院担当の専任教授により組織する。ただし、大学院教授会が必要であると認めた場合には、大学院教授会に大学院担当の准教授及び助教を参加させることができる。

3 大学院教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 本学則の改正に関する事項

(4) 前三号に掲げるもののほか、教育・研究に関する重要な事項で、大学院教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 大学院教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育・研究に関する事項について審議し、及び学長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 大学院教授会の運営に関する事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第2項第2号に規定する秋学期に入学する者の学年は9月18日に始まり、翌年9月17日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

(1) 春学期 4月1日から9月17日まで

(2) 秋学期 9月18日から翌年3月31日まで

3 休業日は、本学学則の規定を準用する。

第4章 入学

(入学時期)

第15条 入学の時期は、各学期の始めとする。

(入学資格)

第16条 本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とす

る。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院において認めた者
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

2 本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

（入学志願及び選考）

第 17 条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書と別に定める入学検定料及び所定の書類を添えて、期日までに願出するものとする。

2 入学者の選考については、別に定める。

（入学手続き及び入学許可）

第 18 条 入学手続き及び入学許可については、本学学則の規定を準用する。

（保証人）

第19条 保証人については、本学学則の規定を準用する。

(変更届)

第20条 変更届については、本学学則の規定を準用する。

(再入学)

第21条 本大学院を退学した者又は除籍された者が再入学を志願したときは、事情を考慮した上、学長は入学を許可することができる。ただし、懲戒による退学者及び第42条第1項第2号及び第4号の規定により除籍された者の再入学は許可しないものとする。

2 再入学に関する規則は、別に定める。

第5章 教育方法及び単位の授与

(教育方法)

第22条 本大学院の教育方法は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第22条の2 研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができるものとする。

(授業科目及び単位数)

第23条 各専攻に開設する授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 授業科目の授業は、第11条の規定によりあてられた教員が行うものとする。

3 授業科目の単位の基準は、本学学則の規定を準用する。

(研究指導)

第24条 研究指導は、第11条の規定によりあてられた教授又は准教授が行うものとする。

2 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生の場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

3 前項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第24条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第24条の3 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(研究分野及び指導教員)

第25条 学生は、所属する専攻において専門に研究しようとする分野を選定し、当該研究分野を担

当する教授又は准教授によって研究指導を受けるものとする。

2 前項の教授又は准教授をその学生の指導教員という。

(履修方法)

第26条 学生は履修する授業科目を選定し、所定の方式に従い受講を申請するものとする。

2 指導教員が必要と認めるときは、他専攻又は学部開設されている科目を指定してこれを履修させることができる。

3 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

4 前項の規定により履修し修得した授業科目の単位は、修了の要件となる単位として認めることができるものとし、単位の認定については別に定める。

(副専攻コースの履修)

第26条の2 前条の規定にかかわらず、研究科において教育上有益であると認めるときは、学生が所属する研究科若しくは専攻に係る分野以外の特定分野又は特定課題若しくは融合分野に関する授業科目で構成する体系的な学修プログラム（以下「副専攻コース」という。）を開設することができる。

2 前項の規定により副専攻コースを履修し、所定の単位を修得した者については、その学修の成果を認定することができる。

3 副専攻コースに関する規則は、別に定める。

(試験)

第27条 所定の授業科目を履修した者に対しては、当該授業科目の終了する学期末に試験を行う。ただし、担当教員が必要と認めるときは、臨時に試験を行うことができる。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験等により合格と判定された者には、所定の単位を与える。

(入学前の既修得単位取扱)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において修得した単位を、本大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位の認定は、別に定める。

(成績の評価)

第30条 授業科目の成績の評価は本学学則の規定を準用する。

第6章 課程修了の認定及び学位

(博士課程の修了要件)

第31条 博士課程の修了の要件は、本大学院に5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、修士課程において30単位以上、博士課程の後期3年の課程において15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に3年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年以上」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年以上」とあるのは「3年以上（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第16条第2項第2号から第6号により博士課程の後期3年の課程に入学した者の博士課程の修了の要件は、本大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
(修士課程の修了要件)

第32条 修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、本大学院が適当と認めたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
(修了時期)

第32条の2 修了の時期は、各学期の終わりとする。
(学位の授与)

第33条 本大学院の課程を修了した者には、所定の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、論文を提出してその審査に合格し、かつ、本大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があると確認された場合には、千葉工業大学学位規程（以下「本学学位規程」という。）の定めるところにより、博士の学位を授与することができる。

3 学位の授与に関しては、本学学位規程の定めるところによる。
(学位の名称)

第34条 学位の名称は次のとおりとする。

工学研究科	修士（工学） 博士（工学）
創造工学研究科	修士（工学）
先進工学研究科	修士（工学）
情報科学研究科	修士（工学） 博士（工学）
社会システム科学研究科	修士（工学） 博士（工学）

第7章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第35条 本大学院において、教育職員の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

工学研究科

機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）
機械電子創成工学専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）
先端材料工学専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）
電気電子工学専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）
応用化学専攻	中学校教諭専修免許状（理科）
	高等学校教諭専修免許状（理科）

情報科学研究科

情報科学専攻	中学校教諭専修免許状（数学）
	高等学校教諭専修免許状（数学）

社会システム科学研究科

マネジメント工学専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）
------------	-----------------

第8章 休学、復学、留学、退学及び除籍

（休学）

第36条 疾病その他やむを得ない理由により、年度内に6カ月以上修学することができない者は、所定の休学願を学長に提出するものとする。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第37条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して修士課程においては2年、博士後期課程においては3年を超えないものとする。

3 休学期間は在学期間には算入しないものとする。

（復学）

第38条 休学した者は、休学期間が満了し、又は休学の理由が消滅したときは、速やかに所定の復学願を学長に提出するものとする。

（留学）

第39条 本大学院が協議した外国の大学院に留学を志願しようとする者は、所定の留学願を学長に提出するものとする。

2 留学した期間は、第4条第2項に定める在学期間に含める。

3 留学中に取得した単位については、第26条第4項の規定に準じて修了の要件となる単位として認めることができる。

（退学）

第40条 退学しようとする者は、所定の退学願を学長に提出するものとする。

(休学、復学、留学及び退学の許可)

第41条 第36条、第38条、第39条及び第40条については、学長がこれを許可することができる。

(除籍)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 所定の学生納付金を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (2) 在学期間の限度を超過した者
- (3) 休学期間の限度を超過した者
- (4) 長期間行方不明の者

第9章 賞罰

(表彰)

第43条 学業優秀な者及び課外活動等において顕著な功績のあった者は、選考の上表彰することができる。

2 前項の選考に関する取り扱いは、別に定める。

(懲戒)

第44条 本学則に違反し又は学生としての本分に反する行為のあった者は、大学院教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、譴責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 大学院研究生、委託生、大学院科目等履修生及び特別研究学生

(大学院研究生)

第45条 本大学院において、特定の教員の指導のもとに研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、学長は大学院研究生として許可することができる。

2 大学院研究生に関する規則は、別に定める。

(委託生)

第46条 本大学院において、国内外の諸機関から特定の研究課題をもって研究指導を委託された者があるときは、本大学院の教育に支障ない場合に限り、学長は委託生として許可することができる。

2 委託生に関する規則は、別に定める。

(大学院科目等履修生)

第47条 本大学院において特定の授業科目を履修又は受講のみを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障ない場合に限り、学長は大学院科目等履修生として許可することができる。

2 大学院科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(特別研究学生)

第47条の2 他の大学院又は外国の大学院に在学中の学生で、本大学院において研究指導を受ける

ことを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、学長は特別研究学生として許可することができる。この場合において、修士課程に受入れる特別研究学生の研究指導期間については、1年を超えないものとする。

2 特別研究学生に関する規則は、別に定める。

第11章 入学検定料及び学生納付金等

(入学検定料及び学生納付金)

第48条 入学検定料は、別表第2の1のとおりとする。

2 学生納付金は、別表第2の2のとおりとする。

(学生納付金の納入)

第49条 学生納付金は、所定の期日までに納入するものとする。

2 学生納付金の納入に関する規則は、別に定める。

(大学院研究生、委託生、大学院科目等履修生及び特別研究学生の受講料等)

第50条 大学院研究生、委託生、大学院科目等履修生及び特別研究学生の受講料等は、別に定める。

(納付金不還付)

第51条 既納の入学検定料、学生納付金、受講料等は返還しない。

第12章 準用と改正

(本学学則の準用)

第52条 本学則において本学学則を準用する場合は、「教授会」とあるのを「大学院教授会」と読み替えるものとする。

(本学則の改正)

第53条 本学則の改正は、理事会の議決を経るものとする。

附則

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成3年9月10日から施行する。

附則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成6年7月22日から施行する。

附則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則

1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 千葉工業大学大学院工学研究科金属工学専攻、工業化学専攻、土木工学専攻、機械工学専攻、電気電子工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻、建築学専攻、精密機械工学専攻、情報工学専攻、工業デザイン学専攻及び経営工学専攻は、平成16年4月から募集を停止し、平成16年3月31日現在当該研究科専攻に在籍する者が当該研究科専攻に在籍しなくなった時点で廃止する。

なお、募集を停止する当該12専攻に在籍する学生の取り扱いについては、従前のおりとする。

附則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

- 1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学大学院工学研究科電子工学専攻、土木工学専攻、精密機械工学専攻及び工業デザイン学専攻は当該専攻に在籍する者がなくなったため、平成18年3月31日をもって廃止する。

附則

- 1 本学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学大学院工学研究科機械工学専攻、金属工学専攻、電気工学専攻、建築学専攻及び情報工学専攻は当該専攻に在籍する者がなくなったため、平成19年3月31日をもって廃止する。

附則

- 1 本学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学大学院工学研究科工業化学専攻、電気電子工学専攻及び経営工学専攻は当該専攻に在籍する者がなくなったため、平成20年3月31日をもって廃止する。

附則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 本学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 学校法人千葉工業大学定年後再雇用教員に関する規程第4条第1項に規定する継続教員は、第13条第3項第4号を審議する大学院教授会の構成員とはならない。

附則

本学則は、平成25年10月31日から施行する。

附則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

- 1 本学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 千葉工業大学大学院工学研究科機械サイエンス専攻、電気電子情報工学専攻、生命環境科学専攻、建築都市環境学専攻、デザイン科学専攻及び未来ロボティクス専攻は、令和2年4月から募集を停止し、令和2年3月31日現在当該研究科専攻に在籍する者が当該研究科専攻に在籍しなくな

った時点で廃止する。

なお、募集を停止する当該6専攻に在籍する学生の取り扱いについては、従前のおりとする。

附則

本学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 千葉工業大学大学院工学研究科生命環境科学専攻、建築都市環境学専攻及びデザイン科学専攻は、当該専攻に在籍する者がなくなったため、令和4年3月31日をもって廃止する。

附則

1 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 千葉工業大学大学院工学研究科機械サイエンス専攻、電気電子情報工学専攻及び未来ロボティクス専攻は、当該専攻に在籍する者がなくなったため、令和5年3月31日をもって廃止する。

附則

本学則は、令和6年4月1日から施行する。

附則

本学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第23条関係)

教育課程表

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
工学研究科 機械工学専攻 修士課程		工業数学特論		2
		技術者・研究者倫理特論		2
		論文作成・プレゼンテーション技法特論		2
		イングリッシュスキルアップ		2
		材料強度学特論		2
		移動現象特論		2
		エネルギー工学特論		2
		流体工学特論		2
		複合材料工学特論		2
		加工学特論		2
		生産設計特論		2
		流体機械特論		2
		材料科学特論		2
		振動工学特論		2
		制御工学特論		2
		メカトロニクス特論		2
		形と機能特論		2
		エネルギー材料特論		2
		研究調査・発表演習	2	
		機械工学特別演習	4	
	機械工学講究	6		

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
工学研究科 機械電子創成工学専攻 修士課程		技術者・研究者倫理特論		2
		論文作成・プレゼンテーション技法特論		2
		工業数学特論		2
		組込みシステム設計特論		2
		振動工学特論		2
		形と機能特論		2
		レーザ応用技術特論		2
		精密加工学特論		2
		燃焼化学工学特論		2
		構造解析学特論		2
		半導体エネルギー変換工学特論		2
		ナノ・マイクロ表面工学特論		2
		システム制御特論		2
		成形加工学特論		2
		有機エレクトロニクスデバイス特論		2
		機械電子創成工学特別演習	6	
	機械電子創成工学講究	6		

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
工学研究科 先端材料工学専攻 修士課程		工業数学特論		2
		論文作成・プレゼンテーション技法特論		2
		イングリッシュスキルアップ		2
		技術者・研究者倫理特論		2
		凝固学特論		2
		塑性加工学特論		2
		材料組織学特論		2
		材料物理学特論		2
		固体物理学特論		2
		材料強度学特論		2
		材料電気化学特論		2
		材料化学プロセス工学特論		2
		構造材料特論		2
		磁性材料特論		2
		エネルギー材料特論		2
		表面工学特論		2
		先端材料工学特別演習	4	
		材料の分析・評価・解析演習	2	
	先端材料工学講究	6		

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
工学研究科 電気電子工学専攻 修士課程		工業数学特論		2
		物理数学特論		2
		論文作成・プレゼンテーション技法特論		2
		技術者・研究者倫理特論		2
		センサシステム特論		2
		磁気工学特論		2
		放電プラズマ工学特論		2
		電磁界シミュレーション		2
		高電圧工学特論		2
		電力エネルギー回路設計特論		2
		エネルギーデバイス工学		2
		パワーエレクトロニクス特論		2
		制御工学特論		2
		先進光エレクトロニクス		2
		産業計測工学特論		2
		超音波・振動工学特論		2
		半導体光物性工学特論		2
		光ファイバ工学特論		2
		電気電子工学特別演習	6	
		電気電子工学講究	6	

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
工学研究科 情報通信システム工学専攻 修士課程		工業数学特論		2
		物理数学特論		2
		論文作成・プレゼンテーション技法特論		2
		技術者・研究者倫理特論		2
		非線形工学特論		2
		ソフトウェア開発技法特論		2
		信号解析特論		2
		環境適応通信システム特論		2
		光無線通信システム特論		2
		無線通信工学特論		2
		分散システム特論		2
		無線センサネットワーク特論		2
		情報ネットワーク科学特論		2
		情報メディア工学特論		2
		量子エレクトロニクス特論		2
		情報通信工学特別演習	6	
	情報通信工学講究	6		

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
工学研究科 応用化学専攻 修士課程		技術者・研究者倫理特論		2
		工業数学特論		2
		技術発達史的 analysis 特論		2
		世界の文化特論		2
		応用物理化学特論		2
		資源・環境化学工学特論		2
		化学熱力学特論		2
		物性化学特論		2
		有機反応化学特論		2
		有機材料化学特論		2
		高分子材料特論		2
		有機量子化学特論		2
		無機材料化学特論		2
		応用電気化学特論		2
		表面・界面化学特論		2
		無機構造化学特論		2
		固体化学特論		2
		機器分析特論1		2
		機器分析特論2		2
		英文文献講読・プレゼンテーション技法	2	
	応用化学特別演習	4		
	応用化学講究	6		

専攻 区分	授 業 科 目	単 位 数	
		必 修	選 択
工学研究科 工学専攻 博士後期課程	グローバル博士リーダー特論		2
	博士特別研究	15	

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
創造工学研究科 建築学専攻 修士課程		技術者・研究者倫理特論		2
		論文作成・プレゼンテーション技法特論		2
		建築設計法規特論		2
		建築保存改修設計特論		2
		建築デザイン特論		2
		建築計画特論		2
		建築環境デザイン特論		2
		建築音響設計特論		2
		光・視環境計画特論		2
		環境設備実践計画特論		2
		建築各種構造特論		2
		建築地震応答評価特論		2
		建築材料特論		2
		地盤防災工学特論		2
		建築設計インターンシップ		5
		建築意匠設計演習		2
		建築設備設計演習		2
		建築構造設計演習		2
		アドバンスドプロジェクト	4	
		建築学講究	6	

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
創造工学研究科 都市環境工学専攻 修士課程		工業数学特論		2
		物理数学特論		2
		論文作成・プレゼンテーション技法特論		2
		技術者・研究者倫理特論		2
		交通工学特論		2
		地域計画特論		2
		交通プロジェクト評価特論		2
		都市計画特論		2
		大気環境学特論		2
		環境流体工学特論		2
		水工学特論		2
		応用力学特論		2
		コンクリート工学特論		2
		地盤工学特論		2
		都市環境工学特別演習	4	
	都市環境工学講究	6		

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
創造工学研究科 デザイン科学専攻 修士課程		論文作成・プレゼンテーション技法特論		2
		技術者・研究者倫理特論		2
		世界の文化特論		2
		イングリッシュスキルアップ		2
		デザイン先端技術特論		2
		デザイン解析特論		2
		空間デザイン特論		2
		プロダクトデザイン特論		2
		ソーシャルデザイン特論		2
		ブランディング・プロモーションデザイン特論		2
		デザインカルチャー特論		2
		ヒューマンファクターエンジニアリング特論		2
		デザインイノベーション特論		2
		データビジュアライゼーション特論		2
		プロジェクトデザイン特論		2
		製品開発プロジェクト特論		2
		情報デザイン技術特論		2
		アドバンスドサーベイ	2	
		アドバンスドプロジェクト	4	
	デザイン科学講究	6		

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
先進工学研究科 未来ロボティクス専攻 修士課程		工業数学特論		2
		技術者・研究者倫理特論	2	
		論文作成・プレゼンテーション技法特論		2
		ロボット設計学特論		2
		確率ロボティクス		2
		インテリジェントロボットモーション		2
		電気電子システム工学特論		2
		生体流体特論		2
		バイオ／メディカルロボティクス		2
		感性ロボティクス特論		2
		コミュニケーションロボティクス特論		2
		機械要素設計特論		2
		アドバンスドコントロール		2
		アドバンスドダイナミクス		2
		アドバンスドビジョン		2
		知能ロボット特論	2	
		グローバルコミュニケーション	2	
		ロボット設計製作特論	2	
		アドバンスドプロジェクト	4	
		未来ロボティクス講究	6	

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
先進工学研究科 生命科学専攻 修士課程		工業数学特論		2
		技術者・研究者倫理特論	2	
		論文作成・プレゼンテーション技法特論	2	
		イングリッシュスキルアップ		2
		世界の文化特論		2
		技術発達史的分析特論		2
		最先端生命科学研究特論		2
		生化学特論		2
		分子生物学特論		2
		ウイルス学・免疫学特論		2
		生体分子工学特論		2
		木質資源科学特論		2
		ゲノム生態学特論		2
		医薬品生産技術特論		2
		アドバンスドプロジェクト	4	
		生命科学実験法特論	2	
		科学論文講読特論	2	
	生命科学講究	6		

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
先進工学研究科 知能メディア工学専攻 修士課程		工業数学特論		2
		技術者・研究者倫理特論	2	
		論文作成・プレゼンテーション技法特論		2
		イングリッシュスキルアップ		2
		システム評価特論		2
		空間音響学特論		2
		応用知能システム特論		2
		音声生成学特論		2
		知覚情報融合特論		2
		多次元情報処理特論		2
		数値最適化特論		2
		情報デザイン技術特論		2
		インタラクションデザイン特論		2
		フィールドワーク特論		2
		計算知能特論		2
		アドバンスドサーベイ	3	
		アドバンスドプロジェクト	3	
		知能メディア工学講究	6	

専攻 区分	授 業 科 目	単 位 数	
		必 修	選 択
情報科学研究科 情報科学専攻 修士課程	パターン認識特論		2
	聴覚工学特論		2
	知能機械工学特論		2
	コンピュータシミュレーション特論		2
	応用制御システム特論		2
	通信システム特論		2
	コンピュータネットワーク特論		2
	エージェントシステム特論		2
	メディア情報処理特論		2
	知識工学特論		2
	ネットワークアルゴリズム特論		2
	知能情報工学特論		2
	インストラクショナルデザイン特論		2
	信号処理特論		2
	ソフトウェア工学特論		2
	情報セキュリティ特論		2
	計算機システム特論		2
	アルゴリズム特論		2
	データ工学特論		2
	構成論的知能システム特論		2
	コミュニケーション科学特論		2
	認知情報特論		2
	教授・学習支援システム特論		2
	情報科学演習A		1
	情報科学演習B		1
	特別実習A		2
	特別実習B		2
論文作成・プレゼンテーション技法特論		2	
技術者・研究者倫理		2	
修士特別研究	10		

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
情報科学研究科 情報科学専攻 博士後期課程		グローバル博士リーダー特論		2
		博士特別研究	15	

専攻 社会システム科学研究科 マネジメント工学専攻 修士課程	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
		会計学特論		2
		技術経営特論		2
		ファイナンス特論		2
		生産システム工学特論		2
		環境システム工学特論		2
		産業人間工学特論		2
		経営システム工学特論		2
		情報システム特論		2
		サービス・アカウンティング特論		2
		製品開発プロジェクト特論		2
		ソフトウェア開発プロジェクト特論		2
		プロジェクトマネジメント特論		2
		国際プロジェクト特論		2
		プログラムマネジメント特論		2
		人的資源マネジメント特論		2
		リスク解析特論		2
		リスクマネジメント工学特論		2
		数理的意思決定理論		2
		リスクマネジメントの国際動向論		2
		マネジメント意思決定特論		2
		経営学特論		2
		情報通信技術 (ICT) 特論		2
		データ解析特論		2
		データサイエンス特論		2
		ナレッジマネジメント特論		2
		情報数学特論		2
		マネジメント数学1		2
		マネジメント数学2		2
		マーケティング・リサーチ		2
		システムデザイン特論		2
		マネジメント工学演習 I		2
		マネジメント工学演習 II		2
		マネジメント工学実習 I		2
		マネジメント工学実習 II		2
		論文作成・プレゼンテーション技法特論		2
		技術者・研究者倫理		2
		日本文化と日本語理解 I		1
		日本文化と日本語理解 II		1
		修士特別研究	10	

専攻	区分	授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
社会システム科学研究科 マネジメント工学専攻 博士後期課程		グローバル博士リーダー特論		2
		博士特別研究	15	

別表第2(第48条関係)

1 令和7年度入学検定料

検定料	30,000円
-----	---------

2 令和7年度入学生納付金(全研究科共通)

単位: 円

区 分	金 額
入学金	250,000
授業料	840,000
合 計	1,090,000

備 考

- (1) 入学金は、入学時のみ適用する。ただし、本学卒業者、修了者及び再入学者の入学金は免除する。
- (2) 次年度以降の授業料は、毎年5万円増とする。
なお、社会情勢により金額は変動することがある。
- (3) 休学期間中の学生納付金は、休学在籍料100,000円(半期)、200,000円(年額)とする。